

草津市公報

発行日 令和6年10月1日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 17 号
発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 告 示

認可地縁団体の認可について（まちづくり協働課）	1
公示送達について（介護保険課）	1
公示送達について（税務課）	2
国土調査の実施について（土木管理課）	3

◎ 公 告

条件付一般競争入札について（契約検査課）	3
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	6
認可地縁団体の所有不動産に関する登記保存・移転について（まちづくり協働課）	7
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	8

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	8
---------------------------	---

◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について	8
-------------------------	---

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	8
-------------------	---

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の取消について（上下水道総務課）	9
-----------------------------	---

告 示

草津市告示第 249 号

地縁による団体について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

記

- 1 名称
矢倉町内会
- 2 規約に定める目的
矢倉町内会は、会員の親睦と相互扶助により、地域社会の発展と住民福祉の増進を図ることを目的とする。
- 3 区域
矢倉町内会規約第 1 章第 3 条の別図 1 に定める区域とする。
- 4 主たる事務所
矢倉町会館 草津市矢倉二丁目 1-7
- 5 代表者の氏名および住所
村田 猛 草津市矢倉二丁目 7-52
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無ならびに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名および住所）
なし
- 7 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名および住所）
なし
- 8 認可年月日
令和 6 年 9 月 2 日

(令和 6 年 9 月 2 日掲示済み)

草津市告示第 250 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭

和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類
令和 6 年度 第 2 期介護保険料督促状
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和 6 年 9 月 9 日に送達があったものとみなす。

令和 6 年度第 2 期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏 名	住 所
1	須藤 賢治	草津市矢橋町 1 5 2 4 番地 1 4
2	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目 1 8 番 1 号
3	楠 芳樹	草津市野路東三丁目 3 番 3 － 3 0 6 号 レドンダカサ玉川
4	DALIDA JOSE TECEBA	草津市西渋川一丁目 1 7 番 4 0 － 1 0 2 号コーポコスモ
5	DALIDA PURISIMA PRODIGO	草津市西渋川一丁目 1 7 番 4 0 － 1 0 2 号コーポコスモ
6	万木 昇	草津市木川町 3 5 6 番地 1 5

(令和 6 年 9 月 2 日揭示済み)

草津市告示第 2 5 1 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 9 月 1 2 日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 6 年 9 月 1 9 日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

連番	發送先宛名	發送先住所	賦課年度	課税年度分
1	BYEON SEONGJOON	滋賀県草津市野路四丁目9番8-202号	令和6年度	令和6年度
2	L I X I N YUAN	滋賀県草津市南笠東一丁目12番24-112号	令和6年度	令和6年度
3	長谷川 進	滋賀県草津市追分二丁目8番7-103号	令和6年度	令和6年度
4	長谷川 進	滋賀県草津市追分二丁目8番7-103号	令和5年度	令和5年度
5	古川 亮	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目21番5号	令和6年度	令和6年度
6	古川 亮	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目21番5号	令和6年度	令和5年度
7	小西 一三	滋賀県草津市西草津二丁目3番7号	令和6年度	令和6年度
8	E T T L I N L A U R A	滋賀県草津市東矢倉二丁目2番2-205号	令和6年度	令和6年度

(令和6年9月12日揭示済み)

草津市告示第252号
国土調査の実施について
国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、令和6年度の国土調査の実施について告示する。
令和6年9月13日

草津市長 橋 川 渉

- 1 事業計画が定められた年月日
令和6年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称
草津市
- 3 調査地域
草津市草津四丁目他 地先
- 4 調査期間
告示日から令和7年3月31日まで

(令和6年9月13日揭示済み)

公 告

公 告
条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。
令和6年9月6日
草津市長 橋 川 渉

- 1 工事概要等
- (1) 契約番号

5061-066
- (2) 工事名

(第2期)草津市健康増進施設
他空調設備等改修工事
- (3) 工事場所

草津市野路一丁目
- (4) 工事概要

機械設備工事

・コージェネレーション1組

・エアハンドリングユニット1台

・計装工事一式

・屋外キュービクル

・分電盤新設・改修 等
- (5) 工事期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

- 2 予定価格 230,327,000円(税抜き)
- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

甲賀市甲南町葛木1036-1

杉本設備設計事務所

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和6年度において給排水冷暖房工事(管工事)部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和6年度の格付において、給排水冷暖房工事(管工事)部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級管工事施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者(監理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和6年9月6日午前9時から令和6年10月15日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和6年9月6日午前9時から令和6年9月20日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和6年9月30日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和6年10月11日午前9時から令和6年10月15日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書およ

び誓約書（別紙様式 2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評価値
通知書の写し

ウ 管工事業に係る特定建設工事業の許可を有し
ている者であることが確認できるものの写し

エ 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和 6 年 10 月 16 日 午前 10 時
00 分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していること
から、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者
から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、
入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順
位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで
行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後
に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件
を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義
申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成 6 年草津市規則第 10
号）第 14 条の規定に該当する入札は無効とす
る。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入
札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とす
る。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において
現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を
締結しないときは、入札
金額の 100 分の 5 に相
当する金額を違約金とし
て徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則
（平成 9 年草津市規則第

13 号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則
により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則
により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の 10 % 以上の
契約保証金を納付するこ
と。ただし、保証事業会
社の保証、金融機関の保
証、公共工事履行保証証
券による保証を付した場
合または履行保証保険を
締結した場合、契約保証
金の納付を免除する。

20 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する
契約であるため、議決を
得るまでは仮契約とし、
議決を得た後に本契約に
移行するものとする。

21 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係
る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記 5(7)の配置予定技術者は、3 者まで申請可
能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取
り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金
額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を
加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある
ときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落
札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税
事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見
積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当
する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、
10 日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本
契約とする場合は、本契約とした時点）までの間
において、当該落札決定者が草津市建設工事等の
指名停止等に関する基準（平成 14 年 6 月 1 日制
定）第 2 条および第 3 条に基づく指名停止を受け
た場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できな
かったと思慮される場合は、入札を中止または落

札決定による予約を解除することがある。

- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2 2 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307 (直通)

(令和 6 年 9 月 6 日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 6 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪市北区中之島三丁目3番23号 関電不動産開発株式会社 代表取締役 福本 恵美	草津市迫分南八丁目字丸尾1006 番1 外2筆	20491.50㎡	R6.9.6	1786

(令和 6 年 9 月 6 日揭示済み)

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 46 第 1 項の規定に基づき、所有不動産の登記移転等に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 9 月 11 日

草津市長 橋 川 渉

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域および主たる事務所

名 称	下笠町北出町内会
区 域	別添の別表に定めるとおり
主たる事務所	草津市下笠町 1 3 7 4 番地 1

2 不動産に関する事項

土地

地 目	面 積	所在地
宅 地	4 7 9 . 3 3 m ²	草津市下笠町字北出 1 0 0 2 番

表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称及び住所

氏名または名称	住所
持分 3 0 分の 1 山元 熊太郎 外 2 9 人	—

3 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有権または所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間および方法に関する事項

(1) 期間

令和 6 年 9 月 11 日から令和 6 年 12 月 11 日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により、申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添付し、提出すること。

別表（第 3 条の 2 関係）

下笠町 664	下笠町 1000	下笠町 1376
下笠町 840	下笠町 1002	下笠町 1377
下笠町 846	下笠町 1002-2	下笠町 1381
下笠町 942-5	下笠町 1005	下笠町 1382
下笠町 942-9	下笠町 1005-1	下笠町 1384
下笠町 944-2	下笠町 1014	下笠町 1384-1
下笠町 962	下笠町 1016-1	下笠町 1385
下笠町 971	下笠町 1027-4	下笠町 1388-2
下笠町 974-2	下笠町 1027-9	下笠町 1391-1
下笠町 977-2	下笠町 1046	下笠町 1412
下笠町 978-2	下笠町 1047-1	下笠町 1634
下笠町 978-3	下笠町 1057-4	下笠町 1685
下笠町 979-1	下笠町 1087-3	下笠町 1705
下笠町 982-1	下笠町 1361	
下笠町 983-1	下笠町 1363	
下笠町 983-3	下笠町 1364	
下笠町 985	下笠町 1365	
下笠町 986	下笠町 1367	
下笠町 988	下笠町 1369	
下笠町 991	下笠町 1370	
下笠町 992	下笠町 1371	
下笠町 994	下笠町 1371-2	
下笠町 996	下笠町 1373	
下笠町 998	下笠町 1374	
下笠町 999	下笠町 1375	

(令和 6 年 9 月 11 日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年9月13日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市野路三丁目2番18号 株式会社 メタルヴィレッジ 代表 取締役社長 大石 学	草津市矢橋町字子守前1963番2 外2筆	4,466.62㎡	R6.9.13	1787

(令和6年9月13日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第13号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和6年9月2日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和6年9月27日（金）
午後3時00分
- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室
- (令和6年9月2日揭示済み)

選挙管理委員会告示

草選委告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の

6分の1の数ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和6年9月2日現在において、次のとおりである。

令和6年9月2日

草津市選挙管理委員会
委員長 木 村 辰 己

- 50分の1の数 2, 258人
- 6分の1の数 18, 814人
- 3分の1の数 37, 628人
- (令和6年9月2日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第10号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和6年9月2日

草津市農業委員会

会長 田中 治嗣

- 1 期 日 令和 6 年 9 月 1 0 日 (火)
午後 1 時 3 0 分
- 2 場 所 草津市役所 4 階 行政委員会室
- 3 付議案件
 - 1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について (報告)
 - 2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について (報告)
 - 3) 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 4) 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 5) 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 6) 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定につき、意見聴取することについて
 - 7) 農用地利用集積計画 (案) の決定につき、議決を求めることについて

(令和 6 年 9 月 2 日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第 2 9 号

草津市指定下水道工事店の取消について

下記の草津市指定下水道工事店に対する指定について、辞退により取り消したので、草津市指定下水道工事店規程 (平成 2 6 年草津市上下水道事業管理規程第 7 号) 第 1 1 条の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 3 日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定 番号	工事店名	代表者名	所在地
1 3 3 7	恭建	松浦 恭介	草津市木川町 9 3 7 番 地 3 号

(令和 6 年 9 月 3 日揭示済み)